

新旧対照表

1. 要求水準書

ページ	旧（令和7年（2025年）2月）	新（令和7年（2025年）6月（変更版））																																	
1 ページ	(4)事業目的 事業の目的については、「 <u>実施方針(案)</u> 第1章 1.（4）事業目的」に示す。	(4)事業目的 事業の目的については、「 <u>募集要項</u> 第1章 1.（4）事業目的」に示す。																																	
2 ページ	(6)事業内容 事業内容については、「 <u>実施方針(案)</u> 第1章 1.（6）事業内容」に示す。	(6)事業内容 事業内容については、「 <u>募集要項</u> 第1章 1.（6）事業内容」に示す。																																	
2 ページ	(7)事業スケジュール(予定) 事業スケジュール(予定)については、「 <u>実施方針(案)</u> 第1章 1.（7）事業スケジュール(予定)」に示す。	(7)事業スケジュール 事業スケジュールについては、「 <u>募集要項</u> 第1章 1.（7）事業スケジュール」に示す。																																	
29 ページ	表 3-1 車両一覧（表の一部を抜粋） <table><tr><th colspan="2">用途</th><th>車両規格</th><th>頻度</th></tr><tr><td rowspan="5">薬品納入</td><td>PAC</td><td rowspan="5">タンクローリー（10kL）</td><td>3～5 回/月</td></tr><tr><td>次亜</td><td>2 回/月</td></tr><tr><td>苛性</td><td>1 回/3 月</td></tr><tr><td>炭酸ガス</td><td>1 回/3 月</td></tr><tr><td>活性炭</td><td>1 回/2 月</td></tr></table>	用途		車両規格	頻度	薬品納入	PAC	タンクローリー（10kL）	3～5 回/月	次亜	2 回/月	苛性	1 回/3 月	炭酸ガス	1 回/3 月	活性炭	1 回/2 月	表 3-1 車両一覧（表の一部を抜粋） <table><tr><th colspan="2">用途</th><th>車両規格</th><th>頻度</th></tr><tr><td rowspan="5">薬品納入</td><td>PAC</td><td rowspan="4">タンクローリー（10kL）</td><td>3～5 回/月</td></tr><tr><td>次亜</td><td>2 回/月</td></tr><tr><td>苛性</td><td>1 回/3 月</td></tr><tr><td>炭酸ガス</td><td>1 回/3 月</td></tr><tr><td>活性炭</td><td><u>ジェットパック車（10t）</u></td><td>1 回/2 月</td></tr></table>	用途		車両規格	頻度	薬品納入	PAC	タンクローリー（10kL）	3～5 回/月	次亜	2 回/月	苛性	1 回/3 月	炭酸ガス	1 回/3 月	活性炭	<u>ジェットパック車（10t）</u>	1 回/2 月
用途		車両規格	頻度																																
薬品納入	PAC	タンクローリー（10kL）	3～5 回/月																																
	次亜		2 回/月																																
	苛性		1 回/3 月																																
	炭酸ガス		1 回/3 月																																
	活性炭		1 回/2 月																																
用途		車両規格	頻度																																
薬品納入	PAC	タンクローリー（10kL）	3～5 回/月																																
	次亜		2 回/月																																
	苛性		1 回/3 月																																
	炭酸ガス		1 回/3 月																																
	活性炭	<u>ジェットパック車（10t）</u>	1 回/2 月																																

※変更箇所は下線部のとおり。

ページ	旧	新
31 ページ	n 酸剤注入設備の上屋を除き、屋上へ通ずる階段を設置すること。なお、関係者以外の者が屋上へ侵入しないように侵入防止対策を講じること。 o 落下事故等が発生しないよう、屋上や池等には手摺等を設けるなど安全対策を施すこと。	n 酸剤注入設備の上屋を除き、屋上へ通ずる階段を設置すること。ただし、昇降距離が5.0m以下で設備機器を設置しない又は局が将来的に設備機器等の設置を予定しないと認める屋上については、昇降に支障がない構造(安全かごを有したステンレス製の梯子の設置等)であれば、可とする。なお、関係者以外の者が屋上へ侵入しないように侵入防止対策を講じること。 o 落下事故等が発生しないよう、屋上や池等には手摺等を設けるなど安全対策を施すこと。ただし、階段以外で昇降する屋上については、屋上での作業の安全対策(安全帯を設置するための丸環等を適切に設置等)がなされていれば、可とする。 ※提出書類作成要領及び様式集[様式Ⅲ-5 要求水準書チェックシート]も同じ内容で変更。
32 ページ	(ウ 機械電気棟に追記)	j 活性炭注入設備の建屋の構造については、独立した建物で、躯体を溶融亜鉛めっきで施し、内装をグラスウール吸音材とする又はそれらと同等以上の仕様とした場合は、鉄骨造でも可とする。 ※提出書類作成要領及び様式集[様式Ⅲ-5 要求水準書チェックシート]も同じ内容で変更。
48 ページ	(2)業務期間 本事業における維持管理期間(以下「業務期間」という。)の事業スケジュールについては、「<u>実施方針(案)</u> 第1章 1.(7)事業スケジュール(予定)」に示す。	(2)業務期間 本事業における維持管理期間(以下「業務期間」という。)の事業スケジュールについては、「募集要項 第1章 1.(7)事業スケジュール」に示す。

※変更箇所は下線部のとおり。

ページ

50 ページ

旧

表 4-2 既存浄水場の点検頻度等（表の一部を抜粋）

業 務 項 目	頻 度		資料閲覧番号
(1) 日常保守点検業務	施設及び設備等の日常・定期巡視	毎日	1,2
	薬品受入作業	平日（約 100～130 回/年）	
	その他	必要に応じて	
(11) ろ過池更生業務	1 回/10 年		22

新

表 4-2 既存浄水場の点検頻度等（表の一部を抜粋）

業 務 項 目	頻 度	
(1) 日常保守点検業務	施設及び設備等の日常・定期巡視	毎日
	薬品受入作業	平日（約 100～130 回/年）
	その他	必要に応じて
(11) ろ過池更生業務	1 回/10 年	

※変更箇所は下線部のとおり。